

FAQ

新着

No.	項目	質問	回答
55	指定共同生活援助の指定基準(立地)について	共同生活援助事業所と日中活動を行う障害福祉サービス事業所(入所施設以外)を同一敷地内に立地することを認めていますか。	以下の条件をいずれも満たす場合は認める。(R3年11月1日から適用) <ul style="list-style-type: none"> 敷地については、日中活動サービス事業所が立地する土地との境界をフェンスで仕切る等、明確に区分されていること。 建物については、日中活動サービス事業所とは別の独立した建物であること。 グループホームの入居にあたっては、併設する日中活動サービス事業所の利用を前提としないこと。(併設する日中活動サービス事業所の利用については、グループホームの利用者の希望を確認すること)
54	サービス管理責任者の実務経験要件について(保育士資格所有者の勤務経験)	保育士資格をもつ者の保育所での勤務経験については、サービス管理責任者の実務経験に加えることは可能でしょうか。	保育士資格所有者が保育所で勤務した経験については、当該保育所で障害児に対し直接支援業務を行った場合、その期間について、障害児通所支援事業その他これらに準ずる事業の従業者等又はこれに準ずる者として、算定します。
53	サービス管理責任者の実務経験要件について	サービス管理責任者になるためには、所定の研修を修了することに加えて実務経験も必要と聞きました。どのような業務に従事して実務経験要件を満たせば良いですか。	サービス管理責任者の実務経験要件は別ファイル(FAQ ファイルのリンク下にある参考資料)をご確認ください。
52	児童発達支援管理責任者の実務経験要件	児童発達支援管理責任者になるためには、所定の研修を修了することに加えて実務経験も必要と聞きました。どのような業務に従事して実務経験要件を満たせば良いですか。	児童発達支援管理責任者の実務経験要件は別ファイル(FAQ ファイルのリンク下にある参考資料)をご確認ください。
51	社会福祉法人以外の指定就労継続支援A型事業者の定款の目的記載について	社会福祉法人以外の指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行うものでなければならないとされていますが、法人の定款の目的記載には、どのように記載したら良いのでしょうか。	社会福祉事業以外に、事業計画の中で指定就労継続支援A型事業として行うとした生産活動(例:飲食店の経営)は、定款に目的として記載しても差し支えありません。
50	契約期間の制約について	放課後等デイサービスの利用契約をするに当たり、「最低3か月以上利用すること」など、事業所が利用者に対し、契約期間の制約をかけることは可能か。	提供拒否の禁止に該当するため、契約期間に制約を設けることはできません。
49	キャンセル料について	放課後等デイサービス事業所が利用者に対してキャンセル料を請求することは可能か。	あらかじめ重要事項説明書等で利用者や保護者に説明した上でキャンセル料を請求することは可能です。ただし、キャンセルを請求する場合には、欠席時対応加算は算定できないので注意してください。
48	共同生活住居を追加するための手続について	既存の指定共同生活援助事業所から一定の地域の範囲内に、新たに共同生活住居やサテライト型住居を設置するための手続を教えてください。	変更届の提出と併せて体制届の提出も必要になります。算定される単位数が増える届出になりますので、設置しようとする月の前月15日までに変更届と体制届を一緒に提出してください。

47	複数の市町の範囲にある共同生活住居を一の指定共同生活援助事業所として指定を受けることができるかについて	一の指定共同生活援助事業所として指定を受ける共複数の共同生活住居は、複数の市町の範囲となっても差し支えありませんか。	一定の地域の範囲(※)にある共同生活住居であれば、複数の市町の範囲となっても一の指定共同生活援助事業所として指定することができます。 (※)一定の地域の範囲とは、いずれの共同生活住居及びサテライト型住居についても、主たる事務所から概ね30分程度で移動できる範囲に所在する場合であって、サービス管理責任者の業務を遂行する上で支障がないなど、指定共同生活援助事業所としての一体的なサービス提供に支障がない範囲をいうものである。
46	人員基準を満たしていない場合の指定更新について	指定更新手続時にサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が不在である等、人員基準を満たしていない場合でも、指定更新を行うことはできますか。	原則として、人員基準を満たしていない場合、指定更新を行うことはできません。
45	指定申請(指定変更申請)に当たり、市町の意見書が必要な場合について	指定申請(指定変更申請)に当たり、市町の意見書が必要な通所サービスの種類を教えてください。	生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービスの指定申請書(指定変更申請書)には、市町の意見書が添付資料として必要になります。
44	児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型事業所として指定を受ける場合の指導訓練室の共有について	児童発達支援と放課後等デイサービスを多機能型事業所として指定を受ける場合に、指導訓練室の共有は可能でしょうか。	以下の①、②のケースにより異なります。 ①児童発達支援と放課後等デイサービスのサービス提供時間が重複しない場合 ⇒指導訓練室の共有は可能です。 ②児童発達支援と放課後等デイサービスのサービス提供時間が重複する場合 ⇒指導訓練室の共有はできません。それぞれの定員に応じた指導訓練室を設置する必要があります。 (※②のケースでは、部屋としてそれぞれ壁などで区分けされている必要があります。)
43	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)のみなし配置手続について	やむを得ない事由によりサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が欠け、研修未修了者の実務経験者をみなしサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)として配置する場合の手続を教えてください。	(1) みなしが可能かはその都度判断しますので、必ず事前に質問票を用いて、サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)が欠けた事由が、やむを得ないものか、みなしで配置する職員が実務経験要件を満たしているか確認してください。 (2) (1)の結果、みなしサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の配置が可能となった場合には、通常のサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)変更届に必要な書類を提出してください。なお、研修修了書の代わりとして次の事項を記載した申立書を提出してください。 <申立書に記載する事項> ・事業者の住所・名称・代表者氏名、代表者印 ・前任者が不在となったやむを得ない事由(できるだけ具体的に記載してください[急病など])。 ・みなしで配置する職員が実務経験を満たしていること ・1年以内に、みなしではないサービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)を配置する旨の誓約

42	就労継続支援A型事業所の平均工賃月額について	<p>就労継続支援A型事業所を令和3年4月から事業開始し、平均工賃月額は今現在、経過措置対象です。4月利用者無し、5月より利用開始者がいます。</p> <p>「新規に指定を受けた日から6か月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6か月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる」とありますが、この場合は利用者無しを除いた5か月分で新規指定6か月後の9月末までの平均工賃月額となるのでしょうか？</p> <p>また、その場合はいつ基本報酬の変更の手続き書類を提出すれば良いのでしょうか？</p>	<p>指定を受けた日から6か月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することになりますので、9月末までの実績で算定することができます。この場合、「4～9月の工賃総額÷4～9月の支払対象者」が平均工賃月額になります。（4月は工賃も支払対象者も0なので実質は5か月分ですが、対象期間はあくまで6か月になります。）</p> <p>9月末までの実績に基づき基本報酬の区分変更を行う場合は、体制届を10月15日までに御提出いただき、不備等なければ10月1日からの算定することができます。</p>
41	メールアドレスや電話番号、FAX番号を変更するために必要な手続きについて	静岡県に登録してある事業所のメールアドレスや電話番号、FAX番号を変更したい場合には、どのような手続きを行う必要がありますか。	<p>次のURLのホームページに掲載されている「メールアドレス・電話・FAX番号変更届」を提出してください。</p> <p>https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/shogaishido/syosikiyousiki.html</p>
40	児童指導員等加配加算及び専門的支援加算について	児童発達支援管理責任者が欠如している場合、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算は、その他の条件を満たしていれば算定できますか。	当該加算は人員基準を満たしていることを前提としているため、(児童発達支援管理責任者欠如減算となるか否かには関わらず) 児童発達支援管理責任者が欠如している場合には算定できません。
39	事業所を移転する場合の重要事項説明書の内容の利用者やその家族への説明について	事業所の移転を行う予定なのですが、重要事項説明書に記載の住所から変更になります。事業所移転についての保護者様への通知文はお渡しするのですが、重要事項説明書について再度、発行し取り直した方がよろしいのでしょうか。	重要事項説明書の内容を変更する場合、あらためて利用者やその家族に説明を行い、同意を得る必要があります。同意にあたっては、単に通知をしたことをもって同意に代えることは認められません。よって、変更された内容がわかる書面(重要事項説明書)を用いて説明を十分に行い、同意を得てください。
38	送迎業務に従事する職員について	児童発達支援事業において、児童発達支援管理者や配置基準内の常勤の保育士が、サービス提供時間ではない営業時間内に、送迎のための運転や添乗の業務に携わることは出来るのでしょうか。	人員を配置し、児童を受け入れる体制と整えるべき時間帯以外であれば、問題ありません。
37	申請書類に添付する事業所の写真について	事業所の写真を撮影・提出する際に気を付けることはありますか。	<p>事業所の様子を確認するため、カラー写真の添付を求めています。</p> <p>建物の外観・玄関・トイレ・洗面所・訓練作業室など設備基準上、必要な部分の写真に番号をつけ、平面図上に撮影位置・方向を番号と矢印で示してください。(事業所として使用する場所は全て)</p> <p>なお、この写真は事業所が完成した状態で撮影してください。壁や床など内装が整っていないかたたり、事業で使用する備品が配置されていない状態では申請書類を受け付けることはできません。</p>
36	建物の完成時期について	建物がまだ工事中なのですが、申請書類の受理はしてもらえるのでしょうか。	<p>建物が工事中の段階では申請書類を受け付けることはできません。</p> <p>建物が完成し、備品の搬入を終え、利用者を受け入れることが可能な状態となつてからの申請書類の受け付けとなります。</p>
35	事業者(事業主)を変更する手続等について	<p>(1) 事業者(事業主)が指定を受けた事業所を他の法人に運営を全面業務委託することは可能ですか？</p> <p>(2) 事業者(事業主)を変更したい場合の手続を教えてください。</p>	<p>(1) 全面業務委託することはできません。事業者(事業主)が事業所を運営してください。</p> <p>(2) 現在の事業者(事業主)が事業廃止手続を行い、新しい事業者(事業主)が新規指定手続を行ってください。</p>

34	諸記録の電磁的方法による保管について	業務日誌、日々の支援内容の記録、家庭連携や事業所内相談支援、関係機関連携等の記録をソフトに入力しております。記録内容と請求内容はPDFでUSB等に保存し書類保管場所を縮小したいです。記録と請求にかかわるものは全て紙に印刷して保管する必要がありますか。	諸記録の保存については、令和3年7月1日施行の省令改正により、電磁的方法を認めることとなりました（施行日以前の諸記録も対象）。よって、必ずしも紙で保管する必要はありません。
33	法人の定款の目的に記載する必要がある文言について（社会福祉法人や医療法人など、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人は、所轄庁の指導に従ってください。） （特定相談支援や障害児相談支援の場合は、指定権者である市町に確認してください。）	(1)株式会社等で障害福祉サービス事業等の指定を受けるためには、定款の目的にどのような文言を記載する必要がありますか。 (2)指定申請書の提出期限(指定予定日の前々月末)までに、定款に目的を追加し、登記も完了している必要がありますか。	(1)①障害福祉サービス事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助、短期入所)の指定を受けようとする場合には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」と記載されていれば、問題ありません。 ②一般相談支援事業(地域移行支援、地域定着支援)の指定を受けようとする場合には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」と記載されていれば、問題ありません。 ③障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)の指定を受けようとする場合には、「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」と記載されていれば、問題ありません。 (2)指定申請書には、法人の登記事項証明書を添付する必要がありますので、指定申請書の提出期限(指定予定日の前々月末)までに、定款に目的を追加し、登記も完了している必要があります。
32	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の研修修了時期について	サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)の研修終了時期は指定予定日以前なのですが、研修修了書が申請書類の提出期限(指定予定日の前々月末)には間に合いません。申請書類を受付けてもらうことはできますか。	研修の受講決定が確認できる場合には、次の流れで申請書類を受付けます。 ①「研修の受講決定が確認できる書類(受講決定通知書等)」と「研修修了書の写しを指定日予定日前日までに提出する旨の申立書」を申請書類に添付して、申請書類の提出期限までに提出する。 ②研修修了後、研修修了書の写しを指定予定日前日までに提出する。
31	児童指導員の資格要件と証明書類について	児童指導員の資格要件と証明書類について教えてください。	児童指導員の資格要件とその資格要件の証明書類は、別ファイル(FAQファイルのリンク下にある参考資料)をご確認ください。
30	定員超過減算について	定員10名の放課後等デイサービスを運営しています。保護者の都合で11名利用になった場合、定員超過減算となりますか。	定員10名の放課後等デイサービスの場合、定員超過減算となるのは、次の①又は②の場合です。 ①1日の利用者数が定員の150%を超過している場合 ②過去3か月の平均利用者数が、定員+3名を超過している場合 しかしながら、減算とはならなくても、定員超過そのものは基準違反となりますので、度々超過するようであれば、利用人数の調整や定員の変更など適正な運営となるように見直しが必要です。

29	在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合の運営規程への記載について	当事業所では、運営規程に「在宅支援」の記載がありますが、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合、運営規程には、具体的な支援及び作業内容を記載しなければいけませんか。	在宅支援を行う場合は、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記する必要があります。「在宅支援」の記載のみでは足りません。
28	就労継続支援A型事業所での欠席時対応加算について	就労継続支援A型事業所である当事業所で、利用者に適用される就業規則では、年次有給休暇の申請は当日でも可能となっています。利用者から当日連絡があり、急病等により年次有給休暇を取得した場合、欠席時対応加算の対象になりますか。	欠席時対応加算は、年次有給休暇であったとしても、利用者の急病等(自己都合)により、利用を予定していた日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合、算定可能です。従業者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録していれば算定して差し支えありません。
27	指定申請書類として提出する事業所の建物の外観及び室内の写真について	指定申請書類として提出する事業所の建物の外観及び室内の写真は、工事中の写真でも良いでしょうか。	事業所が完成した状態(サービス提供できる状態)で撮影してください。内装が整っていない状態や、事業で使用する机等の備品が配置されていない状態では認められません。
26	共同生活援助において、1つの建物に複数の共同生活住居を設置するための要件について	1つの建物の2つの共同生活住居を設置する場合、入口(玄関)は、完全に外から別々になっていないといけませんか。入口は1か所で中に入ってから2つに分かれる二世帯住宅のような形ではいけないのでしょうか?	留意事項通知では、「1つの建物であっても、入口(玄関)が別になっているなど建物構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、共同生活住居の趣旨を踏まえ、利用者が地域の中で家庭的な雰囲気の下、共同して暮らせる環境づくりに配慮されたものである場合には、1つの建物に複数の共同生活住居を設置することができるものとする。」とされていますので、入口(玄関)が1か所で中に入ってから1階と2階に分かれるような建物の場合については、1つの建物に複数の共同生活住居を設置することはできません。
25	機能訓練担当職員の要件について	機能訓練担当職員の要件について教えてください。	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士の資格を持つ者。 ・柔道整復師、あん摩・マッサージ指圧師、看護師の国家資格を持ち、機能訓練に従事した経験を証明できる者。 ・学校教育法にいう大学で心理学や心理学を専攻する課程を卒業した者。 ・上記の各資格に係る法律の施行前に、当該資格と同等の業務を病院等で行っていた者。 を機能訓練担当職員として見なしています。
24	放課後等デイサービスで利用者が定員を超過したときの職員配置について	放課後等デイサービスを定員10名の単独事業所で経営しています。現在、児童指導員等加配加算Iを算定しており、児童発達支援管理責任者、常勤児童指導員、児童指導員に加えて、保育士を配置しております。 利用人数が定員を超えて11名となった場合、さらに1人の配置が必要となりますが、無資格の指導員でも配置は可能でしょうか。	日ごとで見たときの加配対象の職員は、無資格の指導員でも差し支えありませんが、月ごとで見たときに加配対象の職員の勤務時間合計は、常勤換算で1名以上の配置となる必要があります。「専門職員(理学療法士等)」の区分で算定しているのであれば、理学療法士等を常勤換算で1名以上配置する必要があります。

23	心理指導担当職員の要件について	心理指導担当職員の要件について教えてください。	心理指導担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者とされています。公認心理師などの資格を有する者に限定されてはおりません。 なお、児童指導員等加配加算や障害児入所施設に配置する心理指導担当職員についても、同様に公認心理師などの資格を有する者に限定しないこととされています。 【令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 1 問63（令和3年3月31日厚生労働省）】
22	体制届に添付する資格証の写しについて	再来月から保育士が職員として加わります。加配加算などの変更はありませんが、体制届に合わせて保育士資格証の写しの提出は必要でしょうか？	体制届の添付書類としての資格証の写しは、あくまで加算等の報酬に係る体制の変更があった場合に、確認のため提出を求めているものになります。今回の御質問のケースでは、保育士資格証のコピーの提出は不要です。
21	作業収益の利用者還元について	生活介護を行っていますが、作業ができる一部の利用者が作業を行って発生した収益があります。その収益の利用者への還元は、現金で利用者に支給しなければならないのでしょうか。作業のお疲れ様会などを開いて、食べ物等で還元してもよろしいでしょうか？その際、作業のできない利用者へもその費用で食べ物を提供してもよろしいのでしょうか？	事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を排除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないとされているため、食べ物等での支給は行わないようにしてください。また、工賃の支払は、生産活動を行った者に対して行ってください。
20	提出書類「外観及び室内を移した写真」について	提出書類にある「外観及び室内を写した写真」ですが、①室内の写真については、全ての部屋の写が必要でしょうか。②部屋の写真は、机等の備品が揃った状態での撮影が必要でしょうか。	①必要です。 ②必要です。
19	新規指定時の送迎加算の算定について	新規指定時の送迎加算ですが、立地や利用希望者の状況的にI型の「1回の送迎につき、平均的に定員の100分の50以上、週3回以上の送迎」を行うことが予想される場合算定は可能でしょうか。	新規指定時は、指定後の見込みで算定していただいで差し支えありません。なお、実地指導時に送迎実績が加算の算定要件を満たしているか確認することになりますので、送迎記録表（任意様式）等により必ず管理するようにしてください。
18	放課後等デイサービスの単位数を増やす場合の手続について	現在1単位10名で運営していますが、利用者が増えているため、児童発達支援管理責任者と職員を新たに確保し、同じ建物の別の階で、更に1単位10名増やすことを考えています。手続は変更届でよろしいでしょうか。	放課後等デイサービスの定員を10名から20名に増員する定員変更になります。放課後等デイサービスは、特定障害児通所支援に該当しますので、定員を増員する場合には、変更届ではなく、指定変更申請が必要です。
17	指定を受けるに当たり、充足する必要がある設備基準について	指定権者によっては、設備基準について、条例規則で、厚生労働省令の指定基準に上乘せや横出しをしているところがありますが、静岡県はどうでしょうか。	静岡県の条例規則では、設備基準については、厚生労働省令の指定基準に上乘せや横出しをしておりませんので、厚生労働省令の指定基準の設備基準を充足すれば問題ありません。
16	児童指導員の資格認定について	実務経験による児童指導員の資格認定を受けるための手続を教えてください。	児童指導員の資格認定事務はありません。事業所の指定時や加算の体制届の提出時に児童指導員の任用資格を有しているか否かを実務経験証明書等で確認しています。

15	施設外就労の月2回の達成度評価について	施設外就労の月2回の達成度評価はどのように行えば良いでしょうか？	施設外就労の対象者は、事前に個別支援計画に規定し、訓練目標に対する達成度評価等を月の利用日数のうち最低2日は行うこととされています。その評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行う必要があります。従って、訓練目標に対する達成度評価等は個々の対象者ごとに行ってください。
14	常勤職員が病欠等で欠勤した場合の常勤換算について	常勤職員が病欠等で欠勤し、シフト上では配置予定になっているが、不在となってしまった場合、人員欠如減算となりますか？また、児童指導員等加配加算は算定できなくなりますか？	常勤職員が病欠等で欠勤する場合、その期間が1か月を超えなければ、常勤として勤務したものとして常勤換算に含めることが出来ます。従って欠勤の期間が1か月を超えなければ、人員欠如減算にはなりません。 児童指導員等加配加算については、全ての営業日に営業時間の開始から終了まで、基準+1名以上の加配が必要とされています。従って、不在となる職員の代わりに実際にその日に別の職員を配置すれば、加配加算は算定可能です。
13	家賃軽減のための補足給付について	共同生活援助の利用者が1か月以上入院し、その月にサービス利用がないが、利用者から家賃を頂いている場合、補足給付の請求は可能でしょうか？	家賃軽減のための補足給付については、市町が所管しているので、支給決定を行っている市町にお問い合わせください。
12	生活介護の人員配置体制加算を変更するための届出について	生活介護の人員配置体制加算の変更(Ⅱ2.0:1→Ⅰ1.7:1)するためには、何の届出をいつまでに提出すれば良いか。	体制届の提出が必要です。算定される単位数が増える加算等については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には、翌々月から算定開始になります。
11	児童発達支援管理責任者の勤務体制について	放課後等デイサービスの営業日が、月～土のため、週40時間勤務とすると、1名の児童発達支援管理責任者では、不在の日時ができてしまいます。児童発達支援管理責任者を2名体制にして、不在とならないようにしなければなりませんか。	常勤の要件を満たして人員を確保できていれば、不在の日時があっても構いません。 しかし、管理者と児童発達支援管理責任が同一日に不在となった場合、突発的に発生した事故等への対処に影響が出る可能性があるため、その点は配慮して勤務シフトを組んでください。
10	生活介護の重度障害者支援加算について	生活介護の重度障害者支援加算を算定しているが、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者が異動になり、不在となった場合には、算定できないか。令和2年度は、県の行う強度行動障害支援者養成研修が中止となったが救済措置はないのか。	生活介護の重度障害者支援加算は、研修修了者により支援計画シート等を作成している場合に、体制の評価として加算を算定するものです。 県の行う強度行動障害支援者養成研修は中止となりましたが、民間団体等が行っている強度行動障害支援者養成研修は開催され、県のホームページでも御案内しており、救済措置はありません。
9	就労継続支援A型と就労継続支援B型の管理者の資格要件について	就労継続支援A型と就労継続支援B型の管理者の資格要件の中に、社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有する者と認められる者とあるが、これらと同等以上の能力を有する者には、「社会福祉施設長認定講習会」を修了した者が含まれるか。	全国社会福祉協議会中央福祉学院が行っている社会福祉施設長認定講習会を修了した者は、社会福祉事業に2年以上従事した者と同等以上の能力を有する者と認められるため、含まれる。

8	常勤の解釈について	常勤と非常勤の考え方ですが、1日8時間週40時間であれば、正規雇用・非正規雇用は問われないのでしょうか。	常勤とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において就業規則等で定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。（ただし、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱って良い。） 常勤として取り扱うに当たって、雇用契約における正規職員であるか、非正規職員であるかは問いません。
7	児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所において、同一の部屋で同じ時間帯に児童発達支援と放課後等デイサービスの両方のサービスを行うことについて	児童発達支援と放課後等デイサービスの多機能型事業所を運営しています。 児童発達支援事業所と同一の部屋で同じ時間に児童発達支援と放課後等デイサービスを行う場合、人員配置は、児童発達支援と放課後等デイサービスのそれぞれで、保育士と児童指導員を配置する必要がありますか？	児童発達支援と放課後等デイサービスを同じ時間帯でサービス提供する場合、人員基準と設備基準は、サービスごとに満たす必要がありますので、基準上必要な職員はいずれも別々で配置する必要があります。 また、同じ時間帯に同一の部屋で児童発達支援と放課後等デイサービスの両方のサービス提供を実施することはできませんので、部屋を分けて実施してください。
6	放課後等デイサービスの運営規程における「通常の事業の実施地域」について	運営規程に記載する「通常の事業の実施地域」とは、サービスを提供する事業所の所在する市町のことだけを指すのでしょうか。それとも受け入れる児童の住所も含んだ地域のことでしょうか。	通常の事業の実施地域は、事業所所在地や単に利用者の住所のことではなく、主にサービス提供の対象として設定する地域のことです。 なお、「通常の事業の実施地域」を設定したことで、当該地域を越えてサービスを提供することを妨げるものではありません。
5	居宅介護・重度訪問介護の管理者の兼務について	居宅介護事業・重度訪問介護事業所を運営していますが、管理者は、居宅介護事業・重度訪問介護事業所のサービス提供責任者及びヘルパーを兼務できますか。	管理者は、管理業務に支障がない場合には、他の職務との兼務が可能とされており、サービス提供責任者と兼務することが可能です。また、常勤換算を計算する上での従業者には、サービス提供責任者も含まれますので、サービス提供責任者は、従業者としてカウントすることができます。
4	放課後等デイサービスの特別支援加算について	1人の利用児童に対して心理指導担当職員による支援と作業療法士による支援を、計画を作成して行っております。1日にそれぞれの支援を行った場合、支援の回数は2回とするのでしょうか。それとも、同日の場合は、2種類の支援を行っても1回とするのでしょうか。	特別支援加算は、報酬告示に、「児1人に対し、1日につき所用単位数を算定する」とあるとおり、回単位ではなく、日単位で算定する加算になりますので、同日に2種の支援を行った場合も、1回のみと算定となります。
3	個別支援計画未作成減算について	初回の個別支援計画は、利用開始月のいつまでに作成していれば、利用開始月の個別支援計画未作成減算の対象になりませんか。	利用開始月のうちに完成していれば、減算の対象にはなりません。
2	初期加算について	過去に就労移行支援サービスを利用していた者が、障害者雇用で就職したが、5か月後に退職し、再度就労移行支援サービスを利用することになった。このような場合、初期加算を算定することはできるか。	一度就職しており、最後に障害福祉サービスを利用してから3か月以上の期間が空いているのであれば、初期加算の算定は可能である。
1	一人当たりの床面積が定められている場合の計算方法について	児童発達支援センター事業に必要な指導訓練室及び遊戯室については、一人当たりの床面積が定められているが、壁芯面積又は内法面積のどちらで計算すれば良いか。	どちらで計算していただいても構いませんが、利用児童への適切な支援を行うためにはある程度の広さを確保する必要があると思いますので、実質使用できる床面積がより広くなるような計算（内法計算）をしていただく方が望ましいと考えます。